小規模個人再生による再生計画取消

平成２２年（再イ）第２８４号

さいたま市見沼区島町33番地14　高野方（再生計画認可決定時の住所）埼玉県久喜市南栗橋７丁目６番地３

再生債務者　上山　　誠

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成23年３月24日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成29年５月１日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第５４号

京都市上京区葭屋町通中立売上る福大明神町110番地　サーパス一条404号

再生債務者　山中　良浩

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成24年12月17日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。

平成29年５月１日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第１号

福岡市西区今宿町439番地４

再生債務者　福田　賢二

1　決定年月日時　平成29年４月26日午後２時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年５月24日まで

4　一般異議申述期間　平成29年５月31日から平成29年６月７日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再ロ）第２号

福岡市博多区比恵町15番６号　朝日プラザ博多Ⅶ904号室

再生債務者　眞榮田義次

1　決定年月日時　平成29年４月27日午前11時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年５月25日まで

4　一般異議申述期間　平成29年６月１日から平成29年６月８日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（再ロ）第１号

広島県福山市山手町４丁目15番14号　ディアス山手Ｂ202

再生債務者　太田　勇一

1　決定年月日時　平成29年４月28日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年５月26日まで

4　一般異議申述期間　平成29年６月２日から平成29年６月16日まで

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第２２号

福岡県大野城市乙金東１丁目13番25号

再生債務者　古賀　寛章

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年４月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年５月22日まで

平成29年４月24日

福岡地方裁判所第４民事部

裁判所共済組合定款の一部変更について

裁判所共済組合定款（平成17年４月１日全部変更）の一部を次のように変更する。

平成 29 年４月１日

裁判所共済組合代表者

最高裁判所長官　寺田　逸郎

第31条第１項の表中「$\frac{4.80}{1,000}$」を「$\frac{4.53}{1,000}$」に、「$\frac{9.60}{1,000}$」を「$\frac{9.06}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{4.80}{1,000}$」を「$\frac{4.53}{1,000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{2.09}{1,000}$」を「$\frac{2.28}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成29年４月１日から施行する。

2　変更後の第31条第１項から第３項までの規定は、平成29年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十九年七月一日であり、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月十九日

掲載頁　二十四頁（号外第八十六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月十九日

掲載頁　二十一頁（号外第八十六号）

平成二十九年五月十二日

東京都江戸川区松江七丁目八番一〇号

（甲）鶴亀製本株式会社

代表取締役　横田　誠之

東京都江戸川区松江七丁目八番一〇号

（乙）株式会社越後堂製本

代表取締役　横田　誠之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年五月二日

掲載頁　六十二頁（号外第九十五号）

平成二十九年五月十二日

東京都千代田区五番町一二番地一

（甲）株式会社インフォメーション・ディベロプメント

代表取締役　舩越　真樹

大阪市中央区備後町三丁目三番三号サンビル備後町

（乙）株式会社テラコーポレーション

代表取締役　松澤　順一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十九年七月一日であり、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月二十七日

掲載頁　四十七頁（号外第九十二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月二十七日

掲載頁　四十二頁（号外第九十二号）

平成二十九年五月十二日

東京都港区北青山二丁目一三番五号

（甲）ＥｘｙｓＨ株式会社

代表取締役　稲富　正博

東京都港区北青山二丁目一三番五号

（乙）ＳＯＬ株式会社

代表取締役　稲富　正博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙及び丙には計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年五月十二日

東京都渋谷区代官山町一七番一一三二〇六号

（甲）合同会社キーウェスト・ネットワーク

代表社員　デイナ・ポイント・コーポレーション・ピーティーイー・リミテッド

職務執行者　金丸　恭文

東京都渋谷区代官山町一七番一一三二〇六号

（乙）有限会社クロスシティ

取締役　金丸　恭文

東京都渋谷区代官山町一七番一一三二〇六号

（丙）有限会社バニヤンプルー

取締役　金丸　恭文

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年六月十三日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十九年六月八日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月二十七日

掲載頁　四十七頁（号外第九十二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月二十七日

掲載頁　四十二頁（号外第九十二号）

平成二十九年五月十二日

東京都港区北青山二丁目一三番五号

（甲）ＥｘｙｓＨ株式会社

代表取締役　稲富　正博

東京都港区北青山二丁目一三番五号

（乙）ＳＯＬ株式会社

代表取締役　稲富　正博